

様式第十五号（第十九条関係）

一 申請者に交付する合格証（用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。）

第	号
依 頼 検 査 合 格 証	
氏名又は名称	
検査事項	
漁船法第 25 条第 1 項の検査に合格したことを証する	
年	月 日
農林水産大臣	

二 検査をした設備に取り付ける合格証



魚群探知機検査合格証



総合検査合格証



うず巻ポンプ検査合格証



船体検査合格証



魚倉の防熱設備検査合格証



機関検査合格証



冷凍設備検査合格証



空気圧縮機検査合格証



変圧器検査合格証



発電機検査合格証



配電盤検査合格証



電動機検査合格証

備考

- 一 合格証は、薄い金属盤を用いるものとする。
- 二 合格証上部の◎は打抜箇所とし、この部分に左の様式による極印（直径十ミリメートル）を打ち込むものとする。

極印の様式

